

平成 30 年 11 月 7 日時点

**「訪問介護（生活援助中心型サービス）が厚生労働大臣の定める回数以上となる場合の届出」に関する Q & A**

**Q 1 ケアプランにおける短期目標の更新毎に市に対して届出は必要ですか。**

A 1 必要です。

**Q 2 月により第 4 週の場合と第 5 週の場合があり、月毎の訪問回数が異なるが、訪問回数はどのように計算するか。**

A 2 ケアプランの短期目標の期間内で、生活援助中心型の訪問回数が最大となる月で判断します。